

橋本市告示第 129 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 5 項の規定により次のとおり認可したので、同条第 10 項の規定により告示する。

令和 8 年 5 月 14 日

橋本市長 平木 哲朗

名 称	応其区
規約に定める目的	地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。
区 域	橋本市高野口町応其地区、伏原 1025-1 番地、1026 番地の 1 番地を含む。但し、応其団地自治会や応其板橋区を除く（応其 135 番地及び 150 番地以降）。
主たる事務所	橋本市高野口町応其 366 番地の 3（新応其集会所）
代表者の氏名及び住所	嘉賀 好彦 橋本市高野口町応其 195-5
裁判所による代表者の職務執行停止	無
裁判所による職務代行者の選任	無
代 理 人	無
解 散 の 事 由	・ 地方自治法第 260 条の 20 の規定 ・ 総会の議決に基づいて解散する場合は、総区民の 4 分の 3 以上（書面表決者等を含む。）の承諾を得なければならない。
認 可 年 月 日	令和 8 年 5 月 14 日